

秋田県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字北森6番1地先から十和田大湯字上ノ湯27番7地先まで	5.80～126.50	24.752

2 供用開始の期日 平成30年3月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年3月30日（金）から同年4月12日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）